

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
地域創生部 商工港湾課	11月30日	12月20日～ 2月15日	1月17日
地域創生部 地域共生課	11月30日	12月20日～ 2月15日	1月18日
地域創生部 交流観光課	11月30日	12月20日～ 2月15日	1月18日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

地域創生部商工港湾課

指摘事項

【事務事業】

○市の施設に独自に会費（利用料）を設定し徴収していたもの

市の施設である酒田市産業振興まちづくりセンター（通称サンロク）において、互助会を設立して独自に会費（利用料）を設定し、徴収した会費で会員が利用する物品や茶菓などの購入・管理等を行い、令和4年11月末現在684,157円の残高があった。また、サンロクのご利用プランとして、ホームページに入会登録、コワーキング利用、会議室利用の金額が掲載されていた。

市の施設（庁舎の一部）で、市職員が会長を務める任意団体の互助会が独自に会費（利用料）を徴収し、物品や茶菓などを購入していることから、酒田市産業振興まちづくりセンターの所管課である商工港湾課において実態を把握し執行体制の改善を行うこと。

注意事項

【外郭団体】

○市が事務局を担っている外郭団体に交際費を計上し、支出していたもの

商工港湾課が事務局を担っている酒田・遊佐工業団地企業誘致促進協議会（財源は酒田市と遊佐町からの負担金）において、食糧費のほか交際費200,000円を計上し、令和3年度では195,296円、令和4年度では116,982円（令和4年11月末現在）を市部長級職員などが出席する懇談会の会費等として支出していた。

酒田市では特別職のみ交際費を認め、市長交際費では、市長代理で部課長が出席する場合は、交際費を支出することはあるが、部課長のみの場合は交際費の対象としておらず、また、支出した交際費については、ホームページ上で公開している。

協議会の交際費計上については再検討すること。

また、食糧費については、平成29年8月29日付け総務部長事務連絡「食糧費の支出基準について」を遵守し、適正な予算執行を行うこと。

地域創生部交流観光課

指摘事項

【契約】

○契約書の作成を省略できなかつたにもかかわらず、請書の提出により事務処理されているもの

令和3年度の大獅子修繕（契約金額 1,199,000 円）について、契約書の作成を省略し請書で事務処理されていた。

契約規則第2条第2項第1号には契約書の作成を省略することができる場合の1つとして「50万円を超えない指名競争入札に係る契約又は随意契約をするとき。」と規定されているが、これに該当しないにもかかわらず契約書の作成を省略し、契約の相手方から請書を提出してもらうことにより事務処理されている。

今後は、契約規則にのっとり適正に事務処理すること。

注意事項

【重要物品の状況】

○長期間にわたり決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていたもの

平成14年度の出居倉庫整備展示内装製作委託契約の一環として製作された辻村寿三郎氏作品の人形（重要物品に該当）について、毎年度、民間の動産保険に加入していたが備品登録がされていないことに気付かず、長期間にわたり決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていた。

令和4年度の決算においては遺漏のない調書を作成すること。

また、契約検査課で各課に依頼している登録物品の現状と登録内容の現況確認をしっかりと行うとともに、財務規則に規定している毎年1回以上の物品の出納保管の状況調査等を行い、適正な物品管理をすること。